

## 第2回議会運営委員会会議記録

平成29年10月26日

【開催日】 平成29年10月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時35分～午後0時15分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	杉本 保喜
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
傍聴議員	恒松 恵子	傍聴議員	中岡 英二
傍聴議員	長谷川 知司	傍聴議員	宮本 政志
傍聴議員	森山 喜久	傍聴議員	吉永 美子

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原川 寛子		

【付議事項】

- 1 議案の審査方法について
  - (1) 第二次総合計画に関する議案について
  - (2) 一般会計予算及び決算について
  - (3) 山口東京理科大学に関する議案について
- 2 各種委員等の選出方法について
  - (1) 宇部・山陽小野田消防組合議会議員について
  - (2) 市都市計画審議会委員について
- 3 12月定例会の日程案について
- 4 今後の検討事項について
  - (1) 広報広聴特別委員会の設置について

(2) 市議会モニターについて

(3) 申入書について

5 その他

---

午前 11 時 35 分開会

---

大井淳一郎委員長 皆様、お疲れ様です。第 2 回議会運営委員会を開会いたします。お手元にある付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく願いいたします。まず初めに、議案の審査方法についてでございます。これについて。

清水議会事務局次長 まず 1 番目の第二次総合計画に関する議案についてというところで御説明をさせていただきます。本臨時会において、議案第 81 号第二次総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定についての議案が提出されております。その審査方法については、世話人会において特別委員会を設置して審査することの了承をいただいておりますが、その詳細について御協議いただくものであります。資料 1 を御覧ください。特別委員会の名称は、総合計画審査特別委員会とし、審査事項は「議案第 81 号第二次総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について」、委員は議長を除く議員全員の 21 人で構成します。次に議案の内容が市の業務全般にわたるため、分科会を設置して詳細な審査を行うこととし、四つの分科会を想定しています。まず、基本構想分科会は、総合計画の全体部分である基本構想と重点プロジェクトを所管し、委員は他の三つの分科会から分科会長を含む 3 名ずつの 9 人です。次に、総務文教分科会、民生福祉分科会、産業建設分科会は、基本計画のうち、それぞれの常任委員会所管部分を所管し、委員はそれぞれの常任委員の 7 人です。分科会の構成員の名称としては、会長、副会長、委員とし、正副会長は各常任委員会の正副委員長を充てるとしてあります。ただし、基本構想分科会については委員の互選としています。以上説明しました内容でよろしいか検討をお願いします。

大井淳一郎委員長 今、事務局のほうから説明がありました。委員のほうで気になる点とか確認したいこととかがございましたら、挙手の上お願いします。

高松秀樹委員 この設置はどうなる、いつになるのですか。

清水議会事務局次長 後ほど、審査フローの中でも御説明いたします。裏面を見ていただきたいと思います。10月27日の本会議のところではありますが、議案第81号が上程されまして、市長の説明があります。その後、質疑があつて委員会付託にするわけですが、その際、特別委員会が設置されておられませんので、議長発議により特別委員会を設置するというこの決定をしていただいて付託というところになりますので、今回は特別委員会設置の議案という提出ではなく、現状においては議長発議による特別委員会の設置というところで考えております。

大井淳一郎委員長 そのほか。

高松秀樹委員 フローのところに書いてあるのであらうと思うのですが、採決は一括で採決になるということでもいいのですか。

清水議会事務局次長 議案そのものが一括で出てきておりますので、採決としては基本構想と基本計画を併せた採決というところですか。フローも併せて御説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

大井淳一郎委員長 お願いします。

清水議会事務局次長 それでは、裏面の2ページを御覧ください。まず、明日27日に議案第81号を含む議案3件の上程、説明、質疑の後、特別委員会の設置を議長発議で行い、委員会付託となります。本会議での質疑

については、申し合わせでは「分科会を設置した場合は、当該分科会に属する議員がしないものとする」とされておりますが、総合計画は本市の根幹となる計画であり、市長の市政に対する思いが込められているものですので、※印で記載しているように大局的な質疑は行うべきではないかと考えますので、そのように記載しています。したがって、全議員が総括的なこと、大局的なことについては質疑ができるというような方向でいかかなと思っております。次に、本会議終了後、特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますが、議長を除く全議員で構成されていますので、委員会の全体会は議場で開催していただくようになります。正副委員長が決定しましたら、分科会を資料のとおり設置することを議決し、この委員会の中で先ほどの資料を配布しますので、委員長発議により分科会を設置するというところの最終的な委員会での議決をしていただいた後、企画課から全体的な概要説明を求め、それに対する質疑を行います。その後は今後の審査方法の確認の後、臨時会の会期中には到底審査が終了しませんので、閉会中の継続審査の決定をして、今臨時会での審査は終了となります。その後は、閉会中に随時各分科会の審査を行い、全体会での採決の後、本会議において委員長報告、質疑、討論、採決となりますが、委員長報告に対する質疑については、※印に記載しているとおり全議員が委員なので、本会議での質疑は行わないとしています。また、委員会の採決方法は、会議規則に挙手の方法によるとされておりますので、議場で行う委員会の採決についても、起立ではなく、挙手の方法によることとなります。ですから、一般会計におきましても同様ですけれども、議場といえども今の会議規則から言えば、挙手での採決ということになります。委員会における詳細な審査方法、日程については委員会で決定されるものですが、今回は、このような流れになるであろうということでお示しをしております。

大井淳一郎委員長　ただいまの説明を含めて、総合計画審査特別委員会についての質問を受けたいと思っております。

高松秀樹委員　いつも気になるのですが、本会議場での質疑というのはもともと大局的な質疑だと思うのですが、これをわざわざ大局的な質疑と書かれているのですが、今回、新人の皆さんが非常に多くて、もちろんこの辺は勉強されてこられると思うのですが、もう少し分かりやすいようにしたほうが、過去に議会も大局的な質疑は行われていないとと思っていますので、この辺、何か改善点があれば改善していったほうが議会そのものを市民の皆さんが見られるので、余り細かい質問をされると以前の議会みたいに「何しているんだ」ということになるので、ここの対応策があれば講じていただいたほうがいいのかなという気はしています。

大井淳一郎委員長　一般的に、質疑は質問と違って、自分の意見を差し挟まないというのがあるのですが、ついそうになってしまうことも多々あると思います。この後の議運の報告の中で大局的な質疑、具体的な説明というものもなかなか難しいのですが、その辺はお示しした上で書面等があれば、それを事前に新人のみならず全議員に配ってもう一度周知させる方法を取りたいなと思っています。それでは、議案の審査方法の第二次総合計画に関する議案の説明は今あったのですが、正副委員長の互選の際に指名推選で行う場合に、一応、案として出していきたいなと思っています。議運で少し決定しておきたいと思っています。総合計画は今後12年の予算と連動しているということからして、現在設置されています一般会計予算決算常任委員会の正副委員長と連動させるべきではないかなという腹案を持っています。したがって、正の委員長は副議長、副委員長が総務の委員長ということで、総合計画の特別委員会も対応していきたいなと考えていますが、これについて皆さんの意見を受けたいと思います。特に異論がなければ指名推選をして、了承されれば総合計画の正副はそのような形にしていきたいと思っています。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのような形にしていきたいと思っています。それでは、（２）一般会計予算及び決算についてということをお願いします。

清水議会事務局次長　一般会計の予算と決算の審査については、今期から議長

を除く全議員で構成する常任委員会で、分科会方式で審査することとなりました。については、委員会条例や会議規則を補完する意味で、運営要綱を作成したほうが統一的な審査が可能となると考えますので、要綱案を資料2としてお示ししております。概要を説明します。第1条はこの要綱の趣旨で、この要綱が委員会条例や会議規則で定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し、必要な事項を定めたものであることを示しています。第2条は、分科会の設置と担任事項について規定しています。分科会は、総務文教、民生福祉、産業建設の三つの分科会とし、それぞれに該当する常任委員会の歳出部分を担任し、歳入については総務文教で一括して担任することとしています。第3条については、分科会の委員は、それぞれ該当する常任委員会の委員とし、分科会の正副会長は、それぞれの委員会の正副委員長を充てることとしています。第4条については、分科会の招集は分科会長が行うこと、委員の半数以上が出席しなければ会議が開けないこと、分科会において討論、採決は行わないこと、分科会長は分科会での審査内容を委員会で報告すること、分科会の会議は公開とすること、その他分科会の運営については委員会の運営に準ずることを定めています。第5条は、その他一般会計常任委員会の運営に関しては、委員会で決定することを明記しています。なお、要綱に規定されているものではありませんが、採決の方法については、先ほどの特別委員会と同様に議場で行いますが、挙手の方法によることとなります。この要綱について、議運で決定していただきましたら、明日の一般会計の委員会全体会において最終確認をしていただきたいと思います。次に、5ページの委員会審査フローを御覧ください。このフローについては、一般会計の予算や決算議案が提出された際の一般的な流れを示しております。まず、本会議において議案が上程され、市長の提案理由の説明後、質疑を行います。申し合わせにより、「分科会を設置した場合は、当該分科会に属する議員がしないものとする」とされております。その後委員会付託の後、委員会審査となります。先ほどの要綱に基づき、分科会は設置されており、また、所管事項も明確になっていますので、全体会は開催せず、すぐに分科会での詳

細の審査を行います。分科会での審査が終了しましたら、委員会の全体会を開催し、各分科会長からの報告、質疑、討論、採決となります。その後、本会議において委員会全体会での審査内容を委員長が報告し、質疑、討論、採決となりますが、ここでの質疑については、※印に記載しているとおり全議員が付託先の委員なので、質疑は行わないこととなります。以上が一般会計予算決算常任委員会での一般的な審査の流れです。なお、明日の一般会計予算決算常任委員会は、最初の会議ということもありますので、分科会の前に全体会を開催していただき、先ほどの要綱について確認していただくよう考えています。以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま説明がありました運営要綱及び審査フローについて説明がありましたが、皆さんのほうで確認したいこととか御不明な点があれば挙手のほどお願いします。

河野朋子委員　2点ありますけど、まず1点目です。これまでこの予算決算常任委員会は9名ということで、全議員でやっていませんので、これまでのことと比較して質問があるのですが、議会基本条例の中に議員間の自由討議をできるように入っておりますが、これまでは常任委員会の中で自由討議を行ってそれに基づいていろんな議員からの附帯決議なども出していますよね。これまでと違った分科会になったときに、その位置付けがどうなるのかという疑問が少し出ましたので、全体でそれをやるのか、あるいは分科会の中でやって、となったらその結果がどうなるのかが不明確なので、その辺りをどのように考えたらいいのかということ。

清水議会事務局次長　当然、分科会の中では討論、採決はありませんから、質疑をした後、議員間での自由討議というのは当然あるかと思いますが、最終的な議員間での自由討議というものについては、フローの中にあります下から2番目の委員会でそれぞれの分科会長が報告をしていただいた後その質疑をして、いろいろ疑義が出てくるであろうと思っていますので、その中での自由討議ということは十分考えられるし、そこではや



っていかなければいけないものではないかと。当初予算、決算など大きな議案については、そこで行っていくことになろうと思っています。実際、附帯決議であるとかを決めようとする、やはりここでの議論が重要視されると考えています。

河野朋子委員 今、それを確認したわけですけども、それともう1点は、これまでは常任委員会を行った後に委員長がそれを基にまとめて、本会議でという段取りでしたけれど、こうなるとここで流れとしたら分科会の後にある程度日数が要って、更にまた委員会を開いて更にその後にもまた日数がということで、スケジュール的にかなり時間が掛かるというのが見ただけで分かるのですが、その辺りも日程調整しなくてはいけなくなるのかという確認です。

清水議会事務局次長 言われることはごもっともでありまして、資料3を御覧ください。後ほど御説明する予定にしておりました12月議会での日程案をお示ししていますが、ここで言いますと5日の日に本会議が開催されて、一般会計の議案が上程されると。そして、6日、7日、8日とありますが、3常任委員会を想定しています。3常任委員会に付託される議案と一般会計の分科会をそこでしていただく。ここで言うと、6日の日は総務文教常任委員会と一般会計の総務分科会を開催して審査いただくと。三つの委員会を6日、7日、8日で考えています。それから、委員会予備日ということで普通どおり取っておきまして、一般質問の後の19日に委員会という1日を設けております。これは今までになかった日程となりますが、これが先ほど河野委員が言われた一般会計の委員会を開いたときに、分科会長が報告をしていただくということになりますので、1週間程度の分科会長の時間的な余裕を設けているところです。19日に全て終えていただきましたら、今度は委員長が本会議で報告する内容のまとめもございますので、2日間ほど余裕を見て22日の本会議というところで想定しているところです。したがって、先ほども言いましたが、若干1日ほど委員会がありまして、延びるという計算に

なろうと思います。

大井淳一郎委員長 河野委員、今のでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
承知いたしました。そのほか、一般会計予算決算常任委員会について。

高松秀樹委員 審査フローの本会議のところで委員長報告、討論、採決という  
順番になるのですよね。質疑を行うことができないということなのですが、委員会というのは下審査機関であって、あくまでも本会議の中で。  
質疑が割愛されるというのはどういうふうに理解したらいいのか。

清水議会事務局次長 最終日の委員長報告に対する質疑ですので、あくまでも  
委員会の審査における報告を委員長が本会議でされるわけですから、当然、委員会に属している方は審査内容というものは熟知しておられるもの  
ですから、そこでの委員長報告に対する質疑は、その委員は行わない  
というのが原則になっています。したがって、本会議においては全  
議員が付託先の委員でありますので、委員会審査の内容は全ての議員が  
熟知している問題でありますので、それに対する質疑ということは余り  
想定できないということで書いています。

河野朋子委員 素朴な疑問は、前の議会でかなり議論したところで、結局、審  
査の内容が市民に見えない、しゃんしゃんで終わるとするのはどうなの  
かというのが高松委員の質問だと思いますが、結局、この分科会のとこ  
ろでそれが補完できるというふうに、前回そういうところでかなり議論  
したところでは、その辺りを少し説明いただいたら分かると思います。

清水議会事務局次長 河野委員が言われるとおりの、前回はそういうことがあつ  
たというところをございまして、質疑も何もなしで本会議が終わってしま  
うのはいかなものかというところで、こういう全体会のような委員会  
は開かないというようなことになっていたということですが、今現状  
においては、分科会も含めて委員会も全て公開の場でやっておりますし、

市民の方にもネットで全て中継しているというところで、審査内容については全て公開されているということですので、仮に本会議の中で質疑が行われなかったとしても、審査が不十分ではないかという御指摘を受けるようなことはないということで、全体会のような委員会を設置できたと考えています。

高松秀樹委員 次長、せっかく議運の場なので掘り下げたいのですが、議会は、公開の場だからそこを割愛してもいいという論理には恐らくならないのではないかと思います。言われることは分かります。もちろん委員会の中で質疑がありますから、本会議では質疑はないでしょと。でも一般的な流れとして報告、質疑、討論、採決というのがあるので、私自身は、質疑は残しておいても問題ないのではないかと。もちろん委員長報告の中でどういう質疑があったかと、分科会でどういう流れがあって質疑があったかということは報告されますので、原則的にはないのかもしれませんが、ないからといってそこを割愛するよりかは残したほうがいいと思いますが。

中村議会事務局長 おっしゃるとおりというか、質疑を割愛するわけではありません。質疑は当然、議長が求めます。委員長報告に対して質疑はございませんかということで議長が求めるわけですが、先ほどから申しておりますとおり、委員会で十分議論されているわけですから、そこでの質疑はないだろうという想定です。仮に、多分ないとは思いますが、委員長が議論したと間違ったことを説明したという場合には、当然質疑が起こってくるケースも考えられるかなとは思いますが。ただ、当然委員会で十分議論して、皆さん納得されて採決されているわけですから、本会議で質疑を求めても質疑は出ないのではないのかな、という想定ということで御理解いただければと思います。だから、質疑を割愛するわけではございません。

高松秀樹委員 よく理解できました。つまり※印のところを見ると、普通は行

わないと書いてあるのは、行っちゃいけないのかなというふうにとったので、そうではないということによろしいのですよね。あればしてくださいと。でも、ということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）はい、了解しました。

大井淳一郎委員長 そのほかありますか。一般会計予算常任委員会について。よろしいですね。それでは（３）、山口東京理科大学に関する議案について。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項１の（３）、山口東京理科大学に関する議案についての説明をさせていただきます。今回の議案は、山口東京理科大学薬学部増築工事（Ａ、Ｂ棟電気設備工事）請負契約の一部変更についてという議案についての議決を求めるものでございます。この山口東京理科大学に係る議案の審査方法については、前議会では特別委員会で審査をしていたということもあり、その辺りも含めて去る１１日の日に開催されました世話人会において御協議いただき、その結果１０月臨時会に提出された今議案については総務文教委員会に付託するということで了承されております。その方法でよろしいかの確認をお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員長 （３）については、今回、山口東京理科大学に関する議案が出されております。この取扱いについては先般の世話人会におきまして、総務文教常任委員会に付託するということで、再度確認ということで議運の中でお諮りしているのですが、それでよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、それに対応していきたいと思っております。それでは、２番の各種委員等の選出についてです。これについて。

中村議会事務局議事係長 各種委員等の選出方法についての（１）、（２）一緒に説明をさせていただきます。１が宇部・山陽小野田消防組合議会議員について、２が市都市計画審議会委員についてということです。こちら

も11日の世話人会で事務局からお示しいたしましたが、選出方法ということで、それぞれの議員と委員を選出していただくというものです。消防組合議会議員と都市計画審議会委員をどの委員会から何人出すかというのを決めていただいて、そこに振られた委員会協議会でどの委員を出すかというのを協議決定していただくことになります。この資料の1枚目のところの先例というところで、表にこれまでの選出方法の委員をお示ししております。以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま説明がありました各種委員等を選出しなくてはなりません。現在のところ（1）のにあります宇部・山陽小野田消防組合議会議員、（2）市都市計画審議会委員ということです。先例につきましては、（1）については3人、（2）については5人ということで、選出法については御覧のとおりになっています。都市計画については総務2産業3でいきたいと考えております。総務1民生1一般会計1となっておりますけども、一般会計予算決算常任委員会については9人から21人の委員会に変わっております。そこでこの枠をどうしようかと考えたのですが、腹案といたしましては、総務1民生2の分類でいきたいと考えております。と申しますのは、消防組合は救急救命の部分がありまして、これは民生福祉の分野であるという点、それからこれまで長生園組合議会議員という枠で民生から2人選ばれていたのですが、これがなくなってこのままだと民生が1人しか選ばれないということで、バランスを少し失しているということからして、総務1民生2にしてはどうかというのが提案です。これによりまして、（1）の消防組合と（2）の都市計画審議会の委員を合わせたところ、総務から3人民生から2人産業建設から3人ということで、バランスも良くできるのではないかと考えて、より多くの方々に各種委員になっていただきたいという思いもありまして、このようなことを提案させていただきたいと思いますが、皆さんのほうで、このような形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この後の各種委員の選考については、それぞれの委員会協議会でお願いしたいと思います。それでは3番の12月定例会の日程案についてです。

中村議会事務局議事係長 それでは、付議事項3番ですね。平成29年第4回

(12月)定例会の日程案についてです。先ほど、次長のほうからもありましたが、一応、少し通したほうがよろしいですね。資料3をもう一度、資料6ページを御覧ください。こちらについては、先例として、次の定例会の日程案を事前に公表することとしていることから、御協議いただくものです。正式な日程案については、告示後の議会運営委員会で決定していただくこととなります。日程案についてはこの表でいくと、招集告示日を11月28日の火曜日。翌29日を一般質問の通告締切り及び聞き取り、30日に議会運営委員会を開催し、会期案と議事日程案をお示しすることとなります。本会議の初日は月が変わって12月5日の火曜日。翌日6日から8日までが先ほど言いました委員会の開催日となっております。一般会計予算決算常任委員会の分科会も想定している3日間となっております。11日、12日の2日間を委員会予備日。一般質問でございますが、13日水曜日から15日金曜日まで、それと週が明けて18日月曜日の4日間を予定しております。19日の火曜日は先ほど言いました委員会の開催日で、一般会計予算決算常任委員会の全体会を想定しております。20日、21日を議事整理日として挟みまして、本会議最終日を22日の金曜日として案でお示しをいたしました。

大井淳一郎委員長 先ほどの資料3に基づいて12月議会日程について説明がありましたが、皆さんのほうで再度確認したいこととかありますか。

河野朋子委員 今回の12月に限って言っているわけではないので、今後のテーマということですが、常々考えているのが一般質問の位置付けですが、何のために一般質問をするのかと考えたときに、各委員会の開催の後に一般質問をすることについて、これまで少しどうなのかなと考えておりました。さっきのような日程の都合とかを考えると、かなりきついというのも分かりますが、一般質問での投げ掛けを受けて委員会を開催するという自然な流れを考えたときに、この順番がどうなの

かということは今すぐに結論を出す必要はないと思いますけれども、疑問を呈するというので、今後の課題にしていただきたいという意見を出しておきます。

大井淳一郎委員長 河野委員が言われることは、一般質問で出されたことを基に委員会審査を深めてはどうかという意見です。特に3月においては当初予算の委員会の審査で、この続きは一般質問でとかいうことを言われますので、そういう答弁もあったこともあります。その一方で委員会記録作成の面も御承知のようにありますので、その辺のバランスを見ながら今後、この日程については将来課題ということで河野委員から提示があったことを事務局もお酌みいただければと思います。そのほか。

高松秀樹委員 今さっきの総合計画審査特別委員会って、議案第81号は、この12月議会でどこかに入ってくる予想とあっていいですか。

清水議会事務局次長 一応、10月の臨時会で継続審査となりますので、11月中に審査していただきますが、12月の中で結論が付けばどこかでしていただくということになっております。どこに入れるかということは審査の状況によると思います。

高松秀樹委員 ということは、日程的には十分入る余裕がある日程だということですね。

清水議会事務局次長 その意味も含めまして、11日と12日に委員会予備日を2日間設けておりますので、その中に1日入るのかなと思っております。高松委員が言われたとおり、日程的にはこの中で十分入ると考えています。

高松秀樹委員 執行部サイドの話になると思いますが、この12月定例会で結論を出してほしいという話になっているということですね。

中村議会事務局長　これはあくまで執行部のお願いという形で聞いているところですけど、3月に来年度予算が出ますので、その予算との関係上、総合計画の議決をいただいた後に予算を出したいという思いがあるようです。ただ、審査の内容によっては、12月で議決するかどうかは議会のほうで決めることだと思っています。

大井淳一郎委員長　高松委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）承知いたしました。それでは、ほかにはいいですね。3番については以上といたします。4番、今後の検討事項についてです。まず、（1）広報広聴特別委員会の設置についてです。これについては、前回改選前までは広報広聴特別委員会という一つの委員会を設けて、8人、9人だったかな、その委員会で議会だよりの編集、議会報告会の準備とか取りまとめとか全部やっておりました。ですので、広報広聴特別委員会の在り方というか、一つの委員会ではなくて二つか三つに分けるということも含めて、どういう形がいいのかということについて会派の皆さんに持ち帰っていただきたい。（2）については市議会モニターです。これは、今年度設置されたものでして、モニターさんから意見がメール、あるいは書面で出されております。そこで出された意見の回答、公表。公表と言ってもそのまま全文載せるのか、お名前も載せるのか、そういった公表の範囲も含めた意見の取扱いについて、皆さんのほうでどのような形がいいのかということもあります。そこで出された意見の中にも、モニター会議としてはどうかという意見もありますので、そうしたことも含めて皆さんのほうで議論していただきたいと思います。それから、申入書について、資料4でございます。こちらを御覧ください。任期前の時点で、尾山前議長宛てに共産党議員団から申入書が出されております。1番から4番まで書いてありますので、これにお目を通していただいて皆さんのほうで協議をしていただければと思います。これらは今日決めるとかではなくて、今後の検討事項、予告ということで皆さんのほうで御意見等を取りまとめていただければと思います。それでは、5番その他ですが、皆



さんのほうで何か気になる点とかあれば。「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは、以上といたします。以上で議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後 0 時 1 5 分散会

---

平成 2 9 年（2017 年） 1 0 月 2 6 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎